

1. お支払いする場合(共済事由)に該当しないとき

各共済金の「お支払いする場合（共済事由）」に該当しないときは共済金をお支払いしません。

【例】共済事由に該当しない場合

- ①発効日の前日以前に発生した不慮の事故等によるケガの治療のための入院・通院・手術・先進医療による療養の場合（発効日から2年を超えて開始した入院、実施した手術・先進医療による療養を除きます）
- ②不慮の事故等を直接の原因としないケガの治療や、病気の治療のための通院の場合
- ③所定の手術に該当しない手術（創傷処理、抜歯等）の場合
- ④病気やケガの治療を直接の目的としない手術（美容整形上の手術、傷病を直接の原因としない視力矯正のための手術、診断・検査のための手術等）の場合
- ⑤「入院」に該当しない入院の場合

2. お支払いしない場合(免責事由)に該当するとき

次の免責事由のいずれかに該当する場合は共済金をお支払いしません。

共済事由	免責事由
☐ 死亡 ☐ 重度後遺障がい	①契約者の故意によるとき ^{*1} ②共済金受取人の故意によるとき ^{*2} （死亡のみ） ③被共済者の故意によるとき（自殺行為を除きます）（重度後遺障がいのみ） ④被共済者の犯罪行為によるとき ⑤被共済者が、新規契約 ^{*3} の発効日の前日以前にすでにかかっていた ^{*4} 病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に共済事由が発生したとき

共済事由	免責事由
☐ 事故死亡 ☐ 事故後遺障がい	① 契約者の故意または重大な過失によるとき ② 共済金受取人の故意によるとき ^{*2} ③ 被共済者の重大な過失によるとき ④ 被共済者の犯罪行為によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦ 被共済者の精神障がい ^{*5} によるとき ⑧ 被共済者の泥酔 ^{*6} によるとき ⑨ 被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき ⑩ 頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状 ^{*7} のないものによるとき（事故後遺障害のみ） ⑪ 被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因によるとき ⑫ 指定職業 ^{*8} の就業にともなう原因によるとき（新社会人コースのみ）
☐ 病氣入院 ☐ 病氣長期入院 ☐ 手術（病氣）	① 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ② 被共済者の犯罪行為によるとき ③ 被共済者の薬物依存 ^{*9} によるとき、または薬物依存により生じた病氣によるとき ④ 頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状 ^{*7} のないものによるとき ⑤ 「共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院・手術」または「不慮の事故等以外の外因を原因とする傷害による入院・手術」に該当する場合で、事故入院・手術の免責事由に該当するとき ⑥ 被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因によるとき ⑦ 指定職業 ^{*8} の就業にともなう原因によるとき（新社会人コースのみ） ⑧ 被共済者が、新規契約 ^{*3} の発効日の前日以前にすでにかかっていた ^{*4} 病氣を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に発生した共済事由のとき

共済事由	免責事由
☐ 事故入院 ☐ 事故長期入院 ☐ 事故通院 ☐ 手術（事故）	①契約者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の重大な過失によるとき ③被共済者の犯罪行為によるとき ④被共済者の薬物依存 ^{*9} によるとき ⑤被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき ⑧頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状 ^{*7} のないものによるとき ⑨被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因によるとき ⑩指定職業 ^{*8} の就業にともなう原因によるとき（新社会人コースのみ） ⑪被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院、または医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したとき（事故通院のみ）
☐ こころの早期対応保障	①契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の犯罪行為によるとき ③頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状 ^{*7} のないものによるとき ④違法薬物 ^{*10} によるとき ⑤被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因によるとき
☐ 先進医療	①被共済者の精神障がいの原因とするケガによるとき（精神障がいを直接の原因として先進医療による療養を受けた場合を除きます） ②被共済者の泥酔 ^{*6} によるとき ※その他免責事由は事故入院・病気入院（⑧を除く）と同じです。

共済事由	免責事由
☐ 親 扶 養 者 死 亡 ☐ 親 扶 養 者 重 度 障 がい	① 契約者の故意または重大な過失によるとき ^{*1} ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき ③ 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき ^{*2} ④ 保障の対象となる親または扶養者が、新規契約 ^{*3} の発効日の前日以前にすでにかかっていた ^{*4} 病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に発生した共済事由のとき
☐ 扶 養 者 事 故 死 亡 ☐ 扶 養 者 事 故 重 度 障 がい	① 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ② 保障の対象となる扶養者（以下、「当該扶養者」といいます）の重大な過失によるとき ③ 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき ^{*2} ④ 契約者、被共済者、共済金受取人または当該扶養者の犯罪行為によるとき ⑤ 当該扶養者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥ 当該扶養者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦ 当該扶養者の精神障がい ^{*5} によるとき ⑧ 当該扶養者の泥酔 ^{*6} によるとき ⑨ 当該扶養者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑩ 当該扶養者の指定職業 ^{*8} の就業にともなう原因によるとき（新社会人コースのみ）

*1 契約者が、被共済者（親扶養者死亡/親扶養者重度障がい保障の場合、保障の対象となる親または扶養者）と同一人である場合を除きます。

*2 受取人が複数である場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。

*3 《たすけあい》からの移行や、更新・更改により共済金額が増額した場合、増額部分についてのみ新規契約と同様の取扱いとなります。

*4 「発効日の前日以前にすでにかかっていた」とは、次の①～

- ③のいずれかに該当する場合をいいます。以下、同じです。
- ①契約者または被共済者が、発効日の前日以前に被共済者の病気の症状について自覚または認識していた場合
- ②被共済者が発効日の前日以前に医師の診療を受けていた場合
- ③被共済者が健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合（被共済者の法定代理人が被共済者に代わり、検査異常の指摘を受けていた場合も含みます）

- * 5 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」の分類（F 00～F 99）に該当するものをいいます。
- * 6 アルコールの血中濃度0.35%以上（血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上）の場合をいいます。
- * 7 「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
- * 8 「指定職業」とは、次の職業のことをいいます（指定職業に携わっているアルバイトも含みます）。
 - ア. 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざし軽業師等
 - イ. テストパイロット、テストドライバー等
 - ウ. 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
 - エ. 国際平和協力隊員等(海外派遣中の全期間を従事中とみなします)
- * 9 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」の分類（F 11～F 19）に該当するものをいいます。ただし、医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。
- * 10 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」の分類（F 11、F12、F14、F15（カフェインによる場合を除きます）、F16、F18）に該当するものをいいます。

※共済金をお支払いしない場合に該当した入院と「1回の入院とみなす入院」についても共済金をお支払いしません。ただし、「新規契約の発効日の前日以前にすでにかかっていた病気を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に発生した入院」と同一原因による、当該契約の発効日から1年経過後に開始した再入院については、あらたな入院とみなして共

済金をお支払いします。

 「1回の入院とみなす場合」についてはP.26

3. 次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

- ①告知義務違反による解除
- ②重大事由による解除
- ③失効
- ④無効または取消し



契約の解除、無効または取消しについては「契約の終了」(→P.79)を、失効については「掛金の払込み」(→P.67)をご覧ください。